

球磨村工場設置奨励条例（昭和46年12月21日条例第23号）

最終改正:

改正内容:昭和46年12月21日条例第23号 [昭和46年12月21日]

○球磨村工場設置奨励条例

昭和46年12月21日条例第23号

球磨村工場設置奨励条例

（目的）

第1条 この条例は、球磨村における工鉱業の開発を促進するため、球磨村内に工場を新設し、又は増設する者に対し、村税の課税免除又は便宜の供与を行いもって本村産業の振興を図ることを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において「工場」とは、営利を目的として物品の製造、加工若しくは修理をする施設（日本標準産業分類（昭和26年統計委員会告示第6号）に掲げる製造の用に供する施設をいう。）、ガスの製造若しくは発電に係る設備又は鉱物採掘の用に供する設備をいう。

（工場の指定）

第3条 球磨村長は、新設又は増設しようとする工場が、租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第13条第1項又は第45条第1項の適用を受ける設備を設置する工場であって、かつ、第1条の目的を達成するため必要があると認めるときは、当該工場をこの条例を適用する工場（以下「適用工場」という。）として指定する。

2 前項の指定を受けようとする者は、規則の定めるところにより適用工場指定申請書に関係書類を添え、村長に提出しなければならない。

（固定資産税の免除）

第4条 前条第1項の適用工場として指定された者に対しては、球磨村税条例（昭和35年球磨村条例第5号）の規定にかかわらず租税特別措置法第13条第1項又は第45条第1項の規定の適用を受ける家屋及び償却資産並びに当該家屋の敷地である土地（低開発地域工業開発促進法（昭和36年法律第216号）第2条第1項の規定による低開発地域工業開発地区の指定の日以後において取得したものに限り、かつ、その取得の日の翌日から起算して1年以内に当該土地を敷地とする当該家屋の建設の着手があった場合に限る。）について、固定資産税を課税しない。ただし、課税しない措置がされた最初の年度以降3箇年度ののものに限る。

2 前項の規定の適用を受けようとする者は、規則の定めるところにより課税免除の申請書を村長に提出しなければならない。

（奨励措置）

第5条 村長は適用工場を新設し、又は増設しようとする者に対しては、工場用地、住宅用地、労務等のあつせん並びに工場用水、道路等の施設及びこれらの関連施設の整備その他便宜の供与を行うよう努めるものとする。

（指定の承継）

第6条 適用工場を合併、譲渡、相続その他の理由により承継した者は、当該承継の日から30日以内に村長にその旨を届け出てその承継を受けなければならない。

（指定の取消し）

第7条 村長は、適用工場が次の各号の1に該当するときはその指定を取消することができる。

- （1）第3条に規定する適用工場としての要件を欠くに至ったとき。
- （2）事業を休止し、又は廃止したとき。
- （3）その他村長が必要と認めたとき。

（委任）

第8条 この条例の施行に関し必要な事項は規則で定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。